

「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」
(第 19 回)

平成 26 年 1 月 20 日 (月) 午後 3 時 30 分
日本証券業協会 第 7 会議室

議 案

1. 平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）に伴う本協会自主規制規則等の改正について
2. その他

以 上

第 18 回WG後の各社から寄せられた意見及びそれに関する事務局コメントについて

平成 26 年 1 月 20 日

1. 内部者登録カードの記載要件見直し（協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 15 条関係）についての意見・要望等

該当箇所 (条文)	意見・要望等
	『「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）』に賛成する。上場投資法人等について新たに各号を設けるよりも、現行の中に組み込む方が整理しやすいと考える。
新 ルー ルの 適 用 に ついて	既存顧客であって（内部者登録カード無し）、かつ、今次改正により新たに申告を行うべき者に該当する場合の取り扱いを確認したい。該当ケースでは、4/1 以降、協会側から能動的なアクションは不要であり、あくまでも申告があった場合に内部者登録カードを作成すればよいとの理解でよい。 また、同様の趣旨で、既存顧客であって（内部者登録カード有り）、かつ、今次改正により変更申告（たとえば特殊関係法人の追加）を行うべき者に該当する場合について、4/1 以降、協会側から能動的に、変更届出の申告を促し・徹底することの可否について、考え方を確認したい。
(内部者登録 カードの整 備) 第 15 条	業者における内部者登録カードの整備では、お客様からの申告を原則としている。このため、今般の改正において内部者登録の対象となるお客様（役員等）への周知を業界挙げて徹底する必要があると考えるが、現在、想定している具体的な方策は何か。
(J-IRISS への 照合等) 第 15 条の 2	J-IRISS への反映時期はいつ頃になるのか。J-IRISS 側でのデータの持ち方はどのようなになるのか。 また、今回の改正で、新たに内部者登録が必要となる上場法人等の役員等は、金商法上で売買報告書の提出の対処となるが、その場合、上場投資法人等の資産運用会社の役員についても、上場投資法人等の役員等と同様なデータの保持のされた方（会社区分；0）となるのか。
	協会規則が想定どおりのスケジュールで確定されることを前提に、顧客への通知およびシステム対応について、弊社では特に支障ないものとする。

2. その他の案件に係る意見・要望等

- ①REITに係る重要事実を踏まえた「法人関係情報」の見直し関係（法人関係情報管理規程の別表）
- ②情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入関係（法人関係情報規則の考え方、社内規程モデル）
- ③アナリスト・レポートのブラックアウト運用関係（アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則等）
- ④その他、進め方等

案件 (※)	該当箇所（条文）	意見・要望等
②	資料 5-1 要検討 ト 資料 5-2 要検討 15 条	金商業等府令に禁止行為として条文があるが、規則の考え方と社内規程モデルの条文の統一ということか。
③	第 4 条第 4 項	「原則として従来どおり公表を行うこととする」 ⇒「…ことができるものとする」（記述変更を要望） 理由：「原則」という文言はあるものの、 「must」の意味合いが強く、コンフリクト・マネジメントの観点から公表を制限するケースもあることから、「可能である」との意味合いを示す文言に変更すべき。また、米国配信ルール等に準拠するケースも「頻繁」にあることから、「must」の意味合いを低減する文言に変更すべき。
①	—	WG時にもお聞きしたが、REITに係る重要事実を高蓋然性情報（もしくは法人関係情報）として、何時から管理対象とすべきかかについてのご見解を頂ければ幸甚である。

以 上

REIT法人(上場不動産投資法人)等の役員等の皆さま インサイダー取引未然防止のための 「内部者登録制度」のお知らせです！

資料1 参考1

証券界では、市場の公正性を維持する観点から、お客様のインサイダー取引を未然に防止するため、内部者登録制度(*)を整備しています。

平成26年4月1日に施行予定の金融商品取引法改正により、新たにREIT法人の役員やREIT法人の資産運用会社の役員の方などが「内部者(役員等)」の対象となります。

制度の趣旨をご理解のうえ、ご協力のほどをお願いいたします。

* 内部者登録制度とは

お客様のインサイダー取引を未然に防止するため、証券会社等では、初めて上場会社の株式等の取引を行う場合に、口座開設時に申込書等により、「上場会社等の役員等」であるかどうかを記載・登録する制度です。また、口座開設後、「上場会社等の役員等」に該当することになったとき、あるいは、該当しなくなったときは、証券会社等へ届け出ることになっています。

よって、お客様が、REIT法人の役員や資産運用会社の役員の方など(以下、「REIT法人等の役員等」といいます。詳細は、以下を参照ください。)に該当する場合には、お取引をされている証券会社等へ申告することになります。また、お客様が、REIT法人等の役員等に就任したとき、あるいは退任したときは、証券会社等へ届け出ることになります。(配偶者及び同居者の方も届け出ることになります。)

詳しくは、お取引をされている証券会社等へご相談ください。

内部者登録制度の対象となるREIT法人等の役員等※

- ① REIT法人の執行役員又は監督役員
- ② REIT法人の資産運用会社の役員(取締役、会計参与、監査役又は執行役をいう。以下同じ。)
- ③ 主な特定関係法人(REITの有価証券報告書に記載される特定関係法人のうち主なもの。以下同じ。)の役員
- ④ ①～③でなくなった後、1年以内の者
- ⑤ ①及び②の配偶者及び同居者
- ⑥ REIT法人の資産運用会社又は主な特定関係法人の使用人その他従業員のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
- ⑦ REIT法人の資産運用会社又は主な特定関係法人の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者(⑥に該当する者を除く)

※ 平成26年1月現在の案であり、今後変更される可能性があります。

J-REITの資産運用会社及びその特定関係法人について

平成26年1月20日

日本証券業協会

※主な特定関係法人は、平成26年4月1日以降に上場投資法人等が提出する有価証券報告書等に記載される「特定関係法人」のうち、本協会が指定する者です。

現時点では該当者はないことから、資産運用会社の親会社に該当するであろう者(50%以上保有の会社)を記載しています。

銘柄コード	銘柄名	資産運用会社	資産運用会社の株式の50%以上保有している者	決算期
3226	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	(株)三井不動産アコモデーションファンドマネジメント	(三井不動産)	2, 8月
3227	MIDリート投資法人 投資証券	MIDリートマネジメント(株)	(MID都市開発)	6, 12月
3234	森ヒルズリート投資法人 投資証券	森ビル・インベストメントマネジメント(株)	(森ビル)	1, 7月
3240	野村不動産レジデンシャル投資法人 投資証券	野村不動産投資顧問(株)	(野村不動産ホールディングス)	5, 11月
3249	産業ファンド投資法人 投資証券	三菱商事・ユービーエス・リアルティ(株)	(三菱商事)	6, 12月
3263	大和ハウスリート投資法人 投資証券	大和ハウス・リート・マネジメント(株)	(大和ハウス工業)	2, 8月
3269	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	ADインベストメント・マネジメント(株)	—	1, 7月
3278	ケネディクス・レジデンシャル投資法人 投資証券	ケネディクス不動産投資顧問(株)	(ケネディクス)	1, 7月
3279	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	東急不動産アクティビア投信(株)	(東急不動産)	5, 11月
3281	GLP投資法人 投資証券	GLPジャパン・アドバイザーズ(株)	(グローバル・ロジスティック・プロパティーズ)	2, 8月
3282	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	東急不動産コンフォリア投信(株)	(東急不動産)	1, 7月
3283	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	プロロジス・リート・マネジメント(株)	(プロロジス)	5, 11月
3285	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	野村不動産投資顧問(株)	(野村不動産ホールディングス)	2, 8月
3287	星野リゾート・リート投資法人 投資証券	(株)星野リゾート・アセットマネジメント	(星野リゾート)	4, 10月
3290	SIA不動産投資法人 投資証券	(株)シンプレクス・リート・パートナーズ	(シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ)	2, 8月
3292	イオンリート投資法人 投資証券	イオン・リートマネジメント(株)	(イオン)	1, 7月

銘柄 コード	銘柄名	資産運用会社	資産運用会社の株式の 50%以上保有している者	決算期
8951	日本ビルファンド投資法人 投資証券	日本ビルファンドマネジメント(株)	—	6, 12月
8952	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント(株)	(三菱地所)	3, 9月
8953	日本リテールファンド投資法人 投資証券	三菱商事・ユービーエス・リアルティ(株)	(三菱商事)	2, 8月
8954	オリックス不動産投資法人 投資証券	オリックス・アセットマネジメント(株)	(オリックス)	2, 8月
8955	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	(株)東京リアルティ・インベストメント・マネジメント	—	6, 12月
8956	プレミア投資法人 投資証券	プレミア・リート・アドバイザーズ(株)	(エヌ・ティ・ティ都市開発)	4, 10月
8957	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント(株)	(東京急行電鉄)	1, 7月
8958	グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	グローバル・アライアンス・リアルティ(株)	—	3, 9月
8959	野村不動産オフィスファンド投資法人 投資証券	野村不動産投資顧問(株)	(野村不動産ホールディングス)	4, 10月
8960	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	ジャパン・リート・アドバイザーズ(株)	(丸紅)	5, 11月
8961	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	森トラスト・アセットマネジメント(株)	(森トラスト)	3, 9月
8963	インヴィンシブル投資法人 投資証券	コンソナント・インベストメント・マネジメント(株)	(Calliope合同会社)	6, 12月
8964	フロンティア不動産投資法人 投資証券	三井不動産フロンティアリートマネジメント(株)	(三井不動産)	6, 12月
8966	平和不動産リート投資法人 投資証券	平和不動産アセットマネジメント(株)	(平和不動産)	5, 11月
8967	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	三井物産ロジスティクス・パートナーズ(株)	(三井物産)	1, 7月
8968	福岡リート投資法人 投資証券	(株)福岡リアルティ	(福岡地所)	2, 8月
8972	ケネディクス不動産投資法人 投資証券	ケネディクス不動産投資顧問(株)	(ケネディクス)	4, 10月
8973	積水ハウス・SI 投資法人 投資証券	積水ハウス・SI アセットマネジメント(株)	(積水ハウス)	3, 9月
8975	いちご不動産投資法人 投資証券	いちご不動産投資顧問(株)	(いちごグループホールディングス)	4, 10月
8976	大和証券オフィス投資法人 投資証券	大和リアル・エステート・アセット・マネジメント(株)	(大和証券グループ本社)	5, 11月

銘柄 コード	銘柄名	資産運用会社	資産運用会社の株式の 50%以上保有している者	決算期
8977	阪急リート投資法人 投資証券	阪急リート投信(株)	(阪急電鉄)	5, 11月
8979	スターツプロシード投資法人 投資証券	スターツアセットマネジメント(株)	(スターツコーポレーション)	4, 10月
8982	トップリート投資法人 投資証券	トップリート・アセットマネジメント(株)	(三井住友信託銀行)	4, 10月
8984	大和ハウス・レジデンシャル投資法人 投資証券	大和ハウス・アセットマネジメント(株)	(大和ハウス工業)	2, 8月
8985	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ(株)	(Rockrise Sdn Bhd)	12月
8986	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	(株)ミカサ・アセット・マネジメント	(アップルリンゴ・ホールディングス・ビー・ヴィ)	3, 9月
8987	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	ジャパンエクセレント アセットマネジメント(株)	—	6, 12月

(注)平成25年12月 有価証券報告書をもとに日本証券業協会調べ

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 26 年 1 月 20 日

（下線部分変更）

現 行	金商法改正により、内部者登録カードの対象になるとと思われる上場投資法人等の関係者	改 正 案
（内部者登録カードの整備等） 第 15 条 協会員は、金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、次に掲げる者（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。		（内部者登録カードの整備等） 第 15 条 協会員は、金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、次の各号に掲げる者（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。
1 上場会社等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役（以下「役員」という。）	・金商法第 163 条第 1 項に規定する売買報告対象者に該当する役員を規定するものである。 ・金商法改正により、売買報告対象者に「上場投資証券等の発行者（投資法人）の役員」が追加される。 ・上場投資法人等においては、「執行役員」及び「監督役員」が役員に相当することから、それらを設定する。（投信法第 96 条第 1 項） ・「上場投資法人等の資産運用会社の役員」も売買報告対象者に追加されることから、それを新設する。	1 次に掲げる者 イ 上場会社等の取締役、会計参与、監査役又は執行役（以下「役員」という。） ロ 上場投資法人等（上場会社等のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第 2 条第 12 項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の執行役員又は監督役員 ハ 上場投資法人等の資産運用会社（投信法第 2 条第 19 項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）の役員
2 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員	・金商法第 166 条第 1 項第 1 号に規定される「上場会社等」の範囲を踏まえて親会社及び主な子会社を規定するものである。 ・金商法改正により、上場投資法人等の資産運用会	2 次に掲げる者 イ 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員 ロ 主な特定関係法人（上場投資法人等の資産

現 行	金商法改正により、内部者登録カードの対象になると思われる上場投資法人等の関係者	改 正 案
	社及びその特定関係法人^(注1)の役員も親会社・子会社と同じ規定上で会社関係者に追加される。 (改正金商法第 166 条第 1 項第 1 号)。 ・特定関係法人は、上場投資法人等が提出した有価証券報告書等で確認することは可能であり、「資産運用会社の親会社」のほか、どこまで登録対象とするかは、検討の上、Q&Aで明らかにすればどうか。 ＊上場投資法人等に「主な子会社」^(注2)が存在する可能性は極めて低く、また、上場後一定期間後は「親会社」^(注3)に相当する投資主も存在しなくなることが想定されるが、上場投資法人等には該当者がいないということに留まるため、規定上の影響はない(除外規定を設ける必要はない)と考える。 (注1) 資産運用会社の特定関係法人(上場投資法人等の有価証券報告書等で「特定関係法人」と記載される会社)：①資産運用会社の親会社、②資産運用会社の利害関係人等(親法人、子法人、特定個人株主、20%超の主要株主)で、不動産取引(売買・賃貸借)等が上場投資法人等の年間収益の 20%超又は取引総額の 20%超の会社など。(改正金商法第 166 条第 5 項、改正金商法施行令第 29 条の 3 第 3 号、改正取引規制府令第 55 条の 7) (注2) 上場会社等の子会社：「各証券取引所に上場している純粋持株会社(株式(社員の持分を含む。))を所有することにより、国内の会社の	<u>運用会社の特定関係法人(金商法第 166 条第 5 項に規定する特定関係法人をいう。)のうち主なものをいう。以下同じ。)の役員</u>

現 行	金商法改正により、内部者登録カードの対象になると思われる上場投資法人等の関係者	改 正 案
	事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。)の中核子会社とし、協会の独自調査により選定した会社1社」と定義(内部者登録カードQ&A問3) (注3) 上場会社等の親会社:「各証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等において、各証券取引所が開示の対象としている上場会社の非上場会社の親会社」と定義(内部者登録カードQ&A問2)	
3 第1号及び第2号の役員でなくなった後1年以内の者	・いわゆる元会社関係者(金商法第166条1項後段)に該当する者を規定するものである。 ・第1号及び第2号の改正に伴う条文上の技術的な範囲の拡大(「役員」から「掲げる者」への修正)のみを行う。	3 <u>前2号に掲げる者</u> でなくなった後1年以内の者
4 上場会社等の役員の配偶者及び同居者	・いわゆる第一次情報受領者(金商法第166条第3項)に該当する蓋然性が高い者(第1号の役員の配偶者及び同居者)を規定するものである。 ・第1号の改正に伴う条文上の技術的な範囲の拡大(「役員」から「掲げる者」への修正)のみを行う。	4 <u>第1号に掲げる者の配偶者及び同居者</u>
5 上場会社等の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者	・第1号で対象とする会社の「役員に準ずる者」を規定するものである。 ・第1号の範囲拡大を踏まえ、上場投資法人等の資産運用会社の執行役員等を追加する。 ・なお、上場投資法人自体には使用人は存在しない(投信法63条第2項)ため、上場投資法人等に言及する必要はない。	5 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち執行役員(<u>上場投資法人等の執行役員を除く。</u>)その他役員に準ずる役職にある者

現 行	金商法改正により、内部者登録カードの対象になるとされる上場投資法人等の関係者	改 正 案
	*これらの上場会社等の役員を内部者として規定している（第1号）以上、これに準ずる者も対象とすべきと考えられるため。	
6 上場会社等の使用人その他の従業者のうち金商法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下「重要事実」という。）を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）	・第1号で対象とする会社の「重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する使用人」を規定するものである。 ・第1号の範囲拡大を踏まえ、上場投資法人等の資産運用会社において重要事実を知り得る可能性が高い部署に所属する者を追加する。 ・なお、上場投資法人自体には使用人は存在しない（投信法63条第2項）ため、上場投資法人等に言及する必要はない。 *理由は第5号と同様。	6 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち金商法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下「重要事実」という。）を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）
7 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者	・第2号で対象とする会社の「役員に準ずる者」を規定するものである。 ・第2号の範囲拡大を踏まえ、資産運用会社の主な特定関係法人を対象に追加する。 *上場投資法人等に「主な子会社」が存在する可能性は極めて低く、また、上場後一定期間後は親会社に相当する投資主も存在しなくなることが想定されるが、上場投資法人等には該当者がいないということに留まるため、規定上の影響はない（除外規定を設ける必要はない）と考える。	7 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
8 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前7号を除く。）	・第2号で対象とする会社の「重要事実をする可能性の高い部署に所属する者」を規定するものである。 ・第2号の範囲拡大を踏まえ、主な特定関係法人を	8 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）

現 行	金商法改正により、内部者登録カードの対象になると思われる上場投資法人等の関係者	改 正 案
	対象に追加する。 ＊上場投資法人等に「主な子会社」が存在する可能性は極めて低く、また、上場後一定期間後は親会社に相当する投資主も存在しなくなることが想定されるが、上場投資法人等には該当者がいないということに留まるため、規定上の影響はない（除外規定を設ける必要はない）と考える。	
9 上場会社等の親会社又は主な子会社	・第2号に掲げる法人自体を規定するものである。 ・第2号の範囲拡大を踏まえ、主な特定関係法人を対象に追加する。 ＊上場投資法人等に「主な子会社」が存在する可能性は極めて低く、また、上場後一定期間後は親会社に相当する投資主も存在しなくなることが想定されるが、上場投資法人等には該当者がいないということに留まるため、規定上の影響はない（除外規定を設ける必要はない）と考える。	9 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人
10 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に記載されている大株主をいう。）	・金商法においては、大株主を直接会社関係者として規定していないが、第166条第1項第2号で会社法第433条第1項に定める権利（帳簿閲覧権を有する者（3%以上保有する株主））に関する規定がある。 ＊大株主と帳簿閲覧権を有する株主は同義ではないが、大株主は上場会社等の公表資料で株主を一元的に確認できる最大限であることから、大株主（上位10名）を内部者登録の対象としたものと思われる。 ・金商法第163条第1項に規定する売買報告対象者	10 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に記載されている大株主をいう。）

現 行	金商法改正により、内部者登録カードの対象になると思われる上場投資法人等の関係者	改 正 案
	である「主要株主」(10%以上保有する株主)は、大株主(上位10名)を規定することにより包含される。 ・上場投資法人等について、会社関係者となる帳簿閲覧権を有する投資主は、全ての投資主となる(投信法128条の3第1項)。全ての投資主を内部者登録し、管理することは現実的ではないことから、規定しないこととしたい。	
	・改正金商法の施行に合わせる。	付 則 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

以 上

金融商品取引法等の改正（投資法人の発行する投資証券等の取引へのインサイダー取引規制の導入）に伴う内部者登録カードの対象範囲の改正に関する Q & A（案）

平成 26 年 2 月

Q 1 今回の規則改正で新たに内部者登録カードを整備する必要がある者は、どのような者ですか。

平成 26 年 4 月 1 日施行の金融商品取引法等改正において、インサイダー取引規制の対象となる会社関係者の範囲に、上場投資法人等（いわゆる J-REIT の発行者）、その資産運用会社及びその資産運用会社の親会社その他の特定関係法人の関係者等が含まれることとなりました。

これに伴い、内部者登録制度の実効性を確保するため、新たに金融商品取引法等において会社関係者の範囲に追加された者のうち、以下の者を、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（以下、「投資勧誘規則」という。）第 15 条に規定する内部者登録カードの対象者に追加します。

投資勧誘規則第 15 条	上場投資法人等に係る会社関係者
第 1 号ロ	上場投資法人等の執行役員又は監督役員
第 1 号ハ	上場投資法人等の資産運用会社の役員（取締役、会計参与、監査役又は執行役をいう。以下同じ。）
第 2 号ロ	上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人の役員
第 3 号	第 1 号又は第 2 号に掲げる者でなくなった後 1 年以内の者
第 4 号	第 1 号に掲げる者の配偶者及び同居者
第 5 号	上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他従業員のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
第 6 号	上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号に該当する者を除く）
第 7 号	上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人の使用人その他の従業員のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
第 8 号	上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号に該当する者を除く）
第 9 号	上場投資法人等の主な特定関係法人

※上場投資法人等の親会社又は主な子会社の役員（規則第 15 条第 2 号イ）については、現

時点では該当するものがないと思われます。

※第 1 号に掲げる者については、金融商品取引法第 163 条に規定する売買報告の提出義務及び同第 164 条に規定する短期売買利益の返還の対象者にも該当しますので、念のため申し添えます。

Q 2 上場投資法人等の資産運用会社の役員とは、どのような者ですか。

投資勧誘規則において、「上場投資法人等の資産運用会社の役員」とは、登録投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役又は執行役とします。平成 25 年 2 月時点における上場投資法人等の資産運用会社は、別紙を参照してください。

Q 3 上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人とは、どのような者ですか。

投資勧誘規則において「上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人」とは、上場投資法人等が提出した有価証券報告書等に記載された資産運用会社の「特定関係法人」のうち、本協会が指定した法人をいいます。例えば、上場投資法人等の資産運用会社の親会社などが該当します。詳しくは、本協会のホームページを参照してください（改正金商法の施行日以降に提出される有価証券報告書等に記載されるため、施行日以降追加する予定です。）。

Q 4 上場投資法人等の資産運用会社又は資産運用会社の特定関係法人の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者とは、どのような者ですか。

投資勧誘規則において「上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者」及び「上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者」とは、例えば、経理部、財務部、経営企画部、社長室（これに類似する業務を行う部署として顧客から届出があったもの）に所属する者が該当します。

なお、今般の金商法改正により、上場投資法人等に重大な影響を及ぼす取引（不動産の売買又は賃貸借取引が、上場投資法人等の年間収益の 20%を超える取引等）を行った特定関係法人もインサイダー取引規制の対象とされました。しかしながら、金商法に規定される上場投資法人等に係る重要事実としては、不動産取引に直接関係する業務（例えば、不動産の取得・売却、賃貸など）に関する情報等が規定されていないことから、「重要事実を知り得る可能性の高い部署」の考え方については従来どおりとし、資産運用会社等の不動産関係部署に所属する者を登録対象とすることまでは求めておりません。

Q 5 上場投資法人等には大株主として登録すべき者はありますか。

投資勧誘規則において「上場会社等の大株主（有価証券報告書等に記載されている大株

主)」を規定している理由は、これにより金商法第 166 条に規定する「会社関係者」のうち主要株主（10%以上の議決権を有する者）や帳簿閲覧権を有する株主（3%以上の議決権を有する株主）の多くが含まれることになると考えられるからです。

上場投資法人等の場合は、すべての投資主が帳簿閲覧権を有しており、これに該当する顧客から内部者である旨を申し出ていただくことは困難と考えられることから、投資主の登録は不要とします。

Q 6 新たに内部者登録カードに登録する必要がある者について、いつまでに内部者登録カードに登録する必要がありますか。

顧客から内部者に該当する旨の申し出を受けた場合、本規則改正の施行日である平成 26 年 4 月 1 日以降、内部者登録カードに登録します。

Q 7 当社において、顧客が新たに内部者登録カードの対象となるかを調査し、当社から顧客に連絡してその旨の届出をしてもらう必要がありますか。

内部者登録は、顧客からの申し出を受けて行うものであることから、新たに内部者登録カードの対象者となる顧客を独自に調査し、協会員から個別に連絡することまで求めるものではありません。

一方、協会員各社の約款その他の資料等において、顧客が内部者に該当することとなった場合は、当該協会員に届け出ていただく旨を記載していると思われます。

つきましては、協会員各社において適宜必要となる約款等の変更手続きとそれに伴う顧客への周知を行い、顧客からの申し出を受けた場合に、当該申し出に基づき内部者登録カードの整備を行うことになります。

（参考）協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

第 15 条第 3 項 協会員は、顧客に対し、第 1 項各号に該当するか否かにつき変更があったときは、遅滞なく、当該変更内容について、届け出ることを約せなければならない。

Q 8 新たに内部者登録カードの登録対象となる者について、J-IRISS の登録対象となりますか。

投資勧誘規則第 15 条に追加される内部者は、J-IRISS の登録対象となります。

今後、システム改修を行い、今夏を目途に、J-IRISS への登録が可能となる予定です。

本協会においても、資産運用会社等に対し、協会員における内部者登録制度の周知及び J-IRISS への登録促進活動を行う予定です。

以 上

資料3

有価証券の引受け等に関する規則 (平 4. 5.13) 【抜粋】

(上場発行者の役員による取引の場合の取扱い)

- 第 34 条 主幹事会員は、上場発行者の役員（金商法第21条第1項第1号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、当該上場発行者が発行する株券等（不動産投資信託証券を除く。以下この条及び次条において同じ。）の募集又は売出しに係る情報が公表される前において、当該募集又は売出しが行われることを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第166条第6項各号に該当する場合を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行ったことが判明した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。
- 2 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しに係る準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことが判明した場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。
- 3 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代が行われたことが判明した場合は、当該上場発行者に対して、当該募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）前6か月の間において、当該上場発行者による株券等の募集又は売出しを行う計画が第1項の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。
- 4 主幹事会員は、第1項の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）までの期間が6か月（売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。）を経過した後でなければ、当該上場発行者の発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。

協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則

(平18.12. 1) 【抜粋】

(目 的)

- 第 1 条 この規則は、協会員が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第166条第2項第1号イに規定する募集（金商法第163条第1項に規定する上場会社等（以下「上場会社等」という。）の発行する有価証券に係るものに限る。以下第8条第1項及び第9条を除き「募集」という。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって有価証券取引の公正確保に資することを目的とする。

「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方の改正案

平成 26 年 1 月 20 日

自主規制規則	自主規制規則の考え方（改正案）	自主規制規則の考え方（現行）
第 1 条～第 3 条（省 略）	（ 現行どおり ）	（ 省 略 ）
（社内規則の制定） 第 4 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。	・規則第 4 条各号で掲げる社内規則で規定すべき事項は、必ずしも全社的に適用される社内の規則にすべてを規定するのではなく、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、特定の部門に適用される規則や具体的方法等に関し社内ガイドライン等で規定することも考えられる。また、規則第 4 条各号で掲げる事項の内容を包括的に社内規則等に規定することも考えられる。	・規則第 4 条各号で掲げる社内規則で規定すべき事項は、必ずしも全社的に適用される社内の規則にすべてを規定するのではなく、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、特定の部門に適用される規則や具体的方法等に関し社内ガイドライン等で規定することも考えられる。また、規則第 4 条各号で掲げる事項の内容を包括的に社内規則等に規定することも考えられる。
1 ～ 5 （ 省 略 ）	（ 現行どおり ）	（ 省 略 ）
6 禁止行為に関する事項	・禁止行為に関しては、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。 イ～ヘ （ 現行どおり ） ト 顧客に対して法人関係情報又は関連情報を提供して勧誘を行ってはならない旨 チ <u>顧客に対して法人関係情報又は関連情報に基づいて当該顧客に対し売買等をするを勧めて勧誘を行ってはならない旨</u>	・禁止行為に関しては、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。 イ～ヘ （ 省 略 ） ト 顧客に対して法人関係情報又は関連情報を提供して勧誘を行ってはならない旨 （ 新 設 ）
7 （ 省 略 ）	（ 現行どおり ）	（ 省 略 ）
第 5 条～第 8 条（省 略）	（ 現行どおり ）	（ 省 略 ）

法人関係情報管理規程の改正案

平成 26 年 1 月 20 日

改正案	現 行
（法人関係情報等及び示唆情報等を提供しての勧誘等の禁止） 第 15 条 役職員は、顧客に対して法人関係情報等及び示唆情報等を提供して有価証券の売買その他の取引又は有価証券に係るデリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ、若しくは代理（以下この条において売買等という。）の勧誘をしてはならない。 <u>2 役職員は、顧客に対して法人関係情報及び示唆情報等に基づいて当該顧客に対し売買等をするを勧めて勧誘してはならない。</u>	（法人関係情報等及び示唆情報等を材料とした勧誘の禁止） 第 15 条 役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等を材料として有価証券の売買その他の取引又は有価証券に係るデリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ、若しくは代理の勧誘をしてはならない。

以 上

金商業等府令改正案抜粋

(禁止行為)

第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 十三 (略)

十四 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券に係るデリバティブ取引(以下この号において「売買等」という。)又はそれらの媒介、取次ぎ若しくは代理につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘し、又は当該法人関係情報に基づいて当該顧客に対し売買等をするを勧めて勧誘する行為

十五 法第六十六条第二項第一号イ又は同項第九号ロに規定する募集(法第六十三条第一項に規定する上場会社等の発行する有価証券に係るものに限る。)について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める措置を講ずることなく、当該調査の対象者(以下この号において「調査対象者」という。)又は第三者が委託若しくは当該募集に係る法人関係情報の提供を受けて当該調査を行う場合における当該第三者に対し、当該募集に係る法人関係情報を提供する行為

イ・ロ (略)

十六 三十四 (略)

2 22 (略)

(禁止行為)

第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 十三 (略)

十四 有価証券の売買その他の取引又は有価証券に係るデリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘する行為

十五 法第六十六条第二項第一号イに規定する募集(法第六十三条第一項に規定する上場会社等の発行する有価証券に係るものに限る。)について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める措置を講ずることなく、当該調査の対象者(以下この号において「調査対象者」という。)又は第三者が委託若しくは当該募集に係る法人関係情報の提供を受けて当該調査を行う場合における当該第三者に対し、当該募集に係る法人関係情報を提供する行為

イ・ロ (略)

十六 三十四 (略)

2 22 (略)

「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」に関する考え方
 （ブラックアウトに関するセーフハーバールール対応案）

平成 26 年 1 月

自主規制規則	自主規制規則の考え方
第 1 条～第 3 条 略	
（社内審査） 第 4 条 協会員は、アナリスト・レポートに関する指針を策定する等により、アナリスト・レポートの表示内容及び評価が適正かつ合理的なものとなるよう努めなければならない。	・各社において策定する指針の項目及び審査担当者の審査項目として考えられる項目は、広告等の表示及び景品類の提供に関する規則（以下「広告等規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する禁止行為に加え、次のとおりである。 イ 誇大又は煽動的な表示、恣意的又は過度に主観的な表示等の禁止 ロ 断定的な表示の禁止 ハ 虚偽表示の禁止 ニ 法人関係情報及び将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資本調達ニーズに関する情報等）として協会員において管理している情報をいう。以下同じ。）の提供の禁止 ホ 有価証券届出書の届出前の勧誘の禁止 ヘ 評価、業績、新技術、新製品等の予測についての根拠の表示 ト 目標株価についての根拠及び達成の予想期間の表示 チ データ、統計等の出所の表示 リ アナリスト・レポートの内容と引用している株価、データ、統計等の適切性の確認 ヌ アナリストの意見と事実の明確な区別 ル 適切な担保文言（ディスクレーマー）の記載 ヲ レーティングの定義の記載 ・審査担当者は、広告等規則に規定する広告審査担当者である必要はない。また、必ずしも調査部門と独立した組織に置く必要はない。 ・アナリスト・レポートの「使用」には、外部アナリ
2 協会員は、アナリスト・レポートを使用しようとするときは、アナリスト・レポートの審査を行う担当者（以下「審査担当者」という。）を定め、審査させなければならない。	

自主規制規則	自主規制規則の考え方
3 審査担当者は、アナリスト・レポートの審査を行うに当たっては、特に次の各号に留意しなければならない。 1 「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」第4条第1項に規定する禁止行為に該当するものでないこと。 2 アナリスト・レポートにおける表示内容及び評価が、社内の指針等に照らし、適正かつ合理的なものであること。 3 レーティング又は目標株価が記載されている場合には、レーティングの定義並びに目標株価についての根拠及び達成の予想期間が明確に表示されていること。 4 協会員は、一のアナリスト・レポートについて複数の審査担当者に分担して審査させることができるものとする。 5 外部アナリストが作成するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社（外国会社を含む。以下同じ。）との契約等に基づき使用する場合、当該会社において、上記と同様の審査が行われていることが明らかなときは、当該会社が行った審査をもって、当該アナリスト・レポートを使用する協会員が審査を行ったものとみなすことができる。 4 協会員は、前項に掲げる審査のほか、法人関係情	ストが執筆したアナリスト・レポートについて、当該協会員のホームページから当該外部アナリストが所属している会社等のホームページの画面にリンクを張る場合（アナリスト・レポートを閲覧できる旨が表示されているときに限る。）も含まれる。（以下同じ。） ・<u>審査担当者は、第1項の考え方に示した指針の項目のうち、二及びホを除く項目について審査を行うことが考えられる。</u> ・過去に発表したアナリスト・レポートから目標株価の変更が行われておらず、目標株価の変更がない旨又は目標株価の根拠については過去に発表したアナリスト・レポートを参照する旨がアナリスト・レポートにおいて表示されている場合には、必ずしも当該アナリスト・レポートにおいて目標株価の根拠を表示する必要はないものとする。 ・外部アナリストが作成するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社との契約等に基づき使用する場合には、使用する協会員において、当該会社が作成するアナリスト・レポートについて個別に審査の有無を確認する必要は必ずしもないものとする。 ・第1項の考え方に示した指針の項目のうち、二及び

自主規制規則	自主規制規則の考え方
<u>報に関する記載の有無、及び届出前勧誘への該当性に関して審査を行うに当たっては、当該アナリスト・レポートが従来から継続的に公表されているものである場合は、原則として従来どおり公表を行うこととする。</u>	<u>ホについて、審査担当者とは別に管理部門（協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則第2条第2号に規定する「管理部門」をいう。例えば、売買審査部門などが含まれると考えられる。）において審査することが考えられる。</u> ・<u>従来から継続的に行われているアナリスト・レポートの公表は、原則として届出前勧誘には該当しないと考えられる。（※開示ガイドライン改正後、当該記述を転記する。）</u> ・<u>管理部門が、所定の手続に則って、アナリストに対して従来から継続的に行われているアナリスト・レポートの公表を制限する旨を伝達することは、法人関係情報を取得していることを示唆する情報（「示唆情報」という。以下同じ。）になり得ると考えられる。</u> ・<u>また、従来から継続的に行われているアナリスト・レポートの公表を制限することにより、投資家に対して、当該協会員が当該アナリスト・レポートの対象会社に関して法人関係情報を取得していること等を想起させることになり得ると考えられる。</u> ・<u>従来から継続的に行われているアナリスト・レポートの公表を制限することとなった場合は、当該公表の制限を行うことに関する情報、及びその伝達を受けたアナリストについて、第8条の規定に基づき適切に管理すること。</u>
第5条～第7条 略	
（情報管理の徹底） 第8条 協会員は、次の各号に掲げる情報（以下「重要情報」という。）について、適正に管理しなければならない。 1 アナリスト・レポートを執筆するに際し、アナリストが担当している会社及び社内の他の部門等から入手した情報、又は審査担当者がアナリスト・レポートの審査に当たり入手した情報であって次に掲げるもの イ 法人関係情報（金商業等府令第1条第4項第14号に規定する法人関係情報をいう。） ロ イ以外の未公表の情報であって投資者の	・「イ以外の未公表の情報であって投資者の投資判断

自主規制規則	自主規制規則の考え方
投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの 2 発表前のアナリスト・レポートの内容等であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの <u>3 協会員が従来から継続的に行われているアナリスト・レポートの公表を制限した場合（第4条第4項に規定する審査の結果、公表を制限することとなった場合）における当該制限を行ったこと</u> 2 前項の規定により重要情報の管理体制を整備するに当たっては、特に、次に掲げる事項に留意しなければならない。 1 重要情報の管理方法	に重大な影響を及ぼすと考えられる」情報とは、法人関係情報に該当するか否か必ずしも明確でない情報も含む概念であるが、具体的には、次のようなものが考えられる。 イ 将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報 ロ 業績が予測どおりであること（上記イ以外のもの） ハ アナリスト・レポートの対象会社以外の会社の新商品開発・業務提携に関する情報であり、対象会社の収益見込み等に重大な影響を及ぼすと考えられるもの（上記イ以外のもの） ・「発表」とは、「アナリスト・レポートの内容が多数の顧客に知りうる状態に置かれていること」をいうが、「発表」の具体的な時期又はより具体的な定義については各社で合理的と考える時期・定義を定めるものとする。 ・次のような情報は、「発表前のアナリスト・レポートの内容等であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられる」情報に該当するものと考えられる。 イ 新規のカバレッジ ロ レーティングの変更 ハ 目標株価の大幅な変更 ニ 収益予測の大幅な変更 ・<u>管理部門が、所定の手続に則って、アナリストに対して従来から継続的に行われているアナリスト・レポートの公表の制限する旨を伝達する場合の当該情報も示唆情報になり得ると考えられる。</u> ・重要情報については、次のような方法で管理する必要があると考えられる。 イ 重要情報に係る資料について、物理的に他の部門から隔離する又は施錠可能なキャビネットに収納する等の方法により管理する。 ロ コンピュータ上において管理・保存されている重要情報について、他の部門の者に対しアクセス制限をかける。

自主規制規則	自主規制規則の考え方
	れる。 イ 伝達された重要情報について、適切な管理を行う。 ロ 伝達された重要情報を他の役職員に伝達することを原則禁止する。 ハ 伝達する目的を事実関係又は利益相反の有無の確認に限定する。又は、伝達する重要情報の範囲を客観的なデータ等に限定する。 ニ 他の部門の役職員が、伝達された重要情報を基にアナリストに対し不当な干渉を行うことを禁止する。 ・第3号の規定は、審査担当者が審査を行うに当たり必要とされる情報を当該審査担当者に伝達することを妨げるものではない。
第9条～第14条 略	
（アナリスト等の証券取引への対応） 第15条 協会員は、アナリスト個人の有価証券の売買等及び保有に関し、当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等及び保有を原則として禁止する等により、アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるよう努めなければならない。	・当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を例外的に行う場合には、以下のすべての条件等に従う必要があるものと考えられる。 イ 調査部門の長又は内部管理部門の事前の承認を受けた後に取引を行う。 ロ 当該銘柄のアナリスト・レポートの評価等と相反する取引は原則として行わない。 ハ 原則として短期売買は行わない。 ・上記イの承認を行うに当たっては、当該アナリストの有価証券の売買等・保有が、以下の情報を利用して行われるものでないことを確認する必要がある。 イ 第8条第1項に規定する「重要情報」 ロ 管理部門又は法人関係部門（それぞれ、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」第2条第2号及び第3号に規定する「管理部門」及び「法人関係部門」をいう。以下同じ。）から伝達された、法人関係情報を取得していることを示唆する情報 ハ 銘柄名は伝達しないものの、業種、増資の時期、増資の規模等の一部又は全部について伝達することにより法人関係情報の存在を推知し得る情

自主規制規則	自主規制規則の考え方
2 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリスト個人の有価証券の売買等及び保有に関し、当該外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認しなければならない。 3 協会員は、協会員の役職員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）が、アナリスト・レポートの作成又は審査に当たり入手した重要情報を利用して役職員個人の有価証券の売買等を行わないよう努めなければならない。	報（示唆情報） （注）以下、上記ロとハの情報をあわせて「示唆情報等」という。 ・アナリストが対象会社の有価証券を保有している場合には、利益相反の關係に該当するものと考えられることから、第6条第1項に従いその旨をアナリスト・レポートにおいて表示する必要がある。 ・第1項の趣旨をより厳格に徹底するのであれば、例えば、アナリストの家族の証券取引について社内規則を設け、指導・監督することが考えられる。 ・「外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認する」方法としては、次のいずれかの事項について措置が講じられていることを契約等により確認すること、又は当該外部アナリストが所属する会社の社内規則等若しくは当該外部アナリストが服する法令・諸規則において次のいずれかの事項が定められていることを確認することが考えられる。 - イ 当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有が原則として禁止されていること。 - ロ 当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を行う場合には、以下の条件等に従うこと。 - i 当該外部アナリストが所属する会社の内部管理部門等の事前の承認を受けた後に取りを行う。又は、当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を行った場合には、契約等している協会員に報告する。 - ii 対象会社の有価証券を保有している場合には、第7条第1項に規定する措置に従い、その旨をアナリスト・レポートにおいて表示する。 ・第3項の規定の趣旨をより厳格に徹底するための方策の参考例としては、次のようなものが考えられる。 - イ レーティングの変更等のアナリストの意見に関し重要な変更が行われた場合には、事後的に当該銘柄に係る取引の状況をモニタリングする。 - ロ 朝の会議等において、発表前のアナリスト・レ

自主規制規則	自主規制規則の考え方
	ポートについて重要な発言がなされた場合には、一定時間を経過するまで、当該銘柄に係る取引を制限する。 ハ 重要情報に加え、示唆情報等を利用した有価証券の売買等を禁止する。
第 16 条～17 条 略	

金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの
供給のあり方等に関するワーキング・グループ
報告（平成 25 年 12 月 25 日）抜粋版

第 3 章 上場企業の資金調達の円滑化

2. 「届出前勧誘」に該当しない行為の明確化

有価証券届出書の提出前に有価証券の勧誘を開始すること（いわゆる「届出前勧誘」）は禁止されているが、法令上、勧誘の範囲が明確でないために、増資を予定している企業が、一般的な企業情報を発信することまでも届出前勧誘に該当するおそれがあるとして躊躇してしまう、との指摘がある。また、上場企業の資金調達を円滑化するために、有価証券届出書の提出後の待機期間を撤廃する場合には、有価証券届出書の提出前に、投資者が増資企業に関する企業情報を受け取る機会をできるだけ確保しておくことの重要性はより高まるものと考えられる。

一般的に届出前勧誘の禁止措置が講じられている趣旨は、勧誘による販売圧力によって、投資者が不確実・不十分な情報に基づく投資判断を強いられる事態の防止にあるとされており、こうした趣旨に照らすと、次に掲げるような行為については、届出前勧誘の禁止措置の対象とする必要はないものと考えられる。このため、できるだけ速やかに、その旨を明確化することが適当である。

- 企業及び引受証券会社が、適格機関投資家、特定投資家又は大株主を対象者とし、かつ、有価証券届出書の提出前に当該情報が対象者以外に伝達されないための適切な措置を講じている場合において、有価証券の募集・売出しの是非を判断するために、当該有価証券に対する市場における需要見込みを届出前に調査すること（いわゆる「プレ・ヒアリング」）。
- 有価証券届出書の提出の 1 ヶ月以上前までに、募集・売出しに言及せずに企業情報を発信すること（有価証券届出書の提出日以前 1 ヶ月以内に再度発信されないための合理的な措置がとられる場合に限る。）
- 金融商品取引法令又は金融商品取引所規則に基づき開示すること
- 企業が通常の業務の過程で行う情報発信であって、従前からその通常の業務の過程において行っている企業情報の定期的な発信を行うこと
- 企業が通常の業務の過程で行う情報発信であって、新製品・新サービスの発表を行うこと
- 記者、アナリスト、投資者などによる自発的な問い合わせに対して、その事業・財務の状況や製品・サービスについての回答を行うこと
- 引受証券会社内で適切なチャイニーズ・ウォールが設置されている場合において、従来から継続的に行われている上場企業に関するアナリスト・レポートの公表を、従来どおりに行うこと